

通知用

採用者等により九州大学において研究活動を行う者又は補助する者、
研究費の運営・管理を行う者 各位

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講について

本学では、研究活動の不正行為を事前に防止し適正に研究活動を推進するため、また、研究費の不正を防止し適正に研究費を管理するため、文部科学大臣が定めたガイドラインに基づき、

- ・ 研究者等に求められる倫理規範を修得等するための「研究倫理教育」
- ・ 研究費の使用ルールや不正対策などを理解するための「コンプライアンス教育」

を実施しています。

両教育とも、e-learning を用いた受講体制を整備していますので、受講対象者は下記HP を参照のうえ、速やかに受講してください。

特に、受講義務者においては、着任時から1ヶ月以内に必ず受講を終えるようにしてください。

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について

(URL) <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/propulsion/>

九大HP > 研究・産学官民連携 > 研究倫理・生命倫理 > 適正な研究活動の推進について > 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について

研究倫理教育及びコンプライアンス教育

	研究活動における不正行為	研究費の不正使用
責任者	研究倫理教育責任者(部局長)	コンプライアンス推進責任者(部局長)
教育	研究倫理教育	コンプライアンス教育
教育対象者	<p>◎研究者共通教育(※)</p> <p>【受講義務者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員(特定有期教員等を含む。) ・研究推進職(URA) ・技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者 ・学術研究員 ・研究補助者(テクニカルスタッフ、研究補助者として雇用する学生、技術補佐員等) ・本学において科学研究費助成事業へ申請する者 ・日本学術振興会特別研究員のうち SPD、PD、RPD及び外国人特別研究員の身分の者 ・大学院生(M、D) ・その他、研究担当理事及び研究倫理教育責任者が必要と認める者 <p>【受講推奨者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究等により一定期間研究を行う学外者 ・学部学生(特に研究室配属後の学部学生) ・不正行為に係る申立窓口責任者 ・研究支援関係部署の事務職員 ・その他、研究担当理事及び研究倫理教育責任者が必要と認める者 	<p>【受講義務者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員(特定有期・URA 含む。) ・教員以外の職員(事務職員、医療職員、技術職員及び学術研究員等)で研究費の運営・管理に関わる者(研究代表者、予算管理者) ※職員以外の者(名誉教授、日本学術振興会特別研究員等)についても、研究費の運営・管理に関わる者(研究代表者)となる場合は受講義務者となる。 <p>【受講推奨者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講義務者に該当しない職員
教材	CITI Japan プロジェクト 「責任ある研究行為ダイジェスト」 e-ラーニングによる受講	独自教材 九州大学Web学習システムのe-ラーニングによる受講
ユーザID、パスワード	QD+職員(学生)番号とパスワード 初期パスワードは「kyudaikyudai」	全学共通認証のID(SSO-KID)とパスワード
修了要件	受講義務者は受講後のテスト80点以上で修了 →受講修了証提出(印刷して所属部局の研究倫理教育担当者(部局の担当係)に提出)	受講義務者は受講後のテストで8割正解で修了 →確認書提出(Web学習システムで提出。印刷不要)
問い合わせ先	所属部局の学術研究関係の係	所属部局の財務(会計)関係の係
他機関等からの採用者に係る対応	<p>本学採用前に在籍していた研究機関等(以下「研究機関等」という。)において、以下の研究倫理教育を、採用年度を含め3年度以内に受講した者については、本学における研究倫理教育を受けたこととみなすものとする。ただし、当該対応の決定に当たっては、教材から出力される受講修了証又は研究機関等の受講証明書を提出させ確認するものとする。また、当該採用者についての次の受講年度は、修了証等に記載の受講年度後3年度目とする。</p> <p>(対象教材)</p> <p>① CITI Japan プロジェクトの次の教材のいずれか ア「責任ある研究行為ダイジェスト」 イ「責任ある研究行為:基盤編」の基本コースである次の単元を全て受講した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任ある研究行為について・研究における不正行為 ・データの扱い・オーサiership・盗用・公的研究資金の取り扱い <p>②「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(日本学術振興会テキスト)</p> <p>本教材については、①研究機関等が教材として導入していること、かつ、②受講後の理解度を測るテスト等の結果をもって研究機関等が受講を証明できることを条件とする。</p>	<p>コンプライアンス教育は、各研究機関等における研究費の使用ルールや不正対策などを理解させるものであるため、採用前に在籍していた研究機関等において受講している場合でも、本学において改めて受講することを必要とするものとする。</p>

※ 研究者共通教育:全学的に共通の教材により実施する研究倫理教育